

届出書類の書き方

第12号様式（指定外来種飼養（栽培、保管）届出書）

（1）申請の種類

- 届出文中の〔第1項・第2項〕については、該当するものを選択してください。

指定外来種の飼養等は、令和3年4月1日以降に開始したか

はい → 「第1項」に○をする。

※飼養等開始後30日以内に届出

※飼養する期間が30日間未満の場合は届出不要

いいえ（既に飼養等していた） → 「第2項」に○をする。

※種の指定後6ヶ月以内に届出

※飼養等する期間が指定から6ヶ月未満の場合は届出不要

（2）飼養、栽培又は保管に係る指定外来種

- 「名称」は、飼養、栽培又は保管する指定外来種の名称を記入してください。

※複数種の場合は、種ごとに届出を提出してください。

- 「数量」について、哺乳類・鳥類・爬虫類以外の生物であって、飼養等をしている量を数えることが困難なものは概数を記入してください。

- 「開始日」は、飼養等を開始した日付（おおよそでも可）を記入してください。

（3）飼養、栽培又は保管の目的

- 以下のうち、当てはまるものを選択してください。「その他」を選択した場合は、具体的な内容を括弧内に記入してください。

学術研究	大学や試験研究機関等での研究のため、飼養、栽培、保管する場合
展示	博物館、動物園その他これに類する施設における展示
教育	学校等での教育のため、飼養、栽培、保管する場合
生業の維持	生業として行っており、他に代替が無い場合
愛玩	ペットとして飼養する場合（販売も含む）
鑑賞	鑑賞目的で飼養、栽培、保管する場合（販売も含む）
その他	上記以外の場合

（4）飼養、栽培又は保管のための施設

- 「構造」は、各種の適合飼養等施設のうち、当てはまるものを選択し、その構造や材質（鉄製、コンクリート製など）を記入してください。

※各施設の詳細は別紙をご確認ください。

- 「規模」については、大きさ（縦×横×高さや面積）、個数等を記入してください。

(5) 飼養、栽培又は保管の管理体制

- ・ 「施設の点検方法」欄には、施設の点検方法、点検頻度等について記入してください。
記入例1：エサやりなどの際に毎日の点検を行う。
記入例2：毎日1回、目視で施設の破損の有無等を点検する。
- ・ 「飼養等が困難になった場合の措置」欄には、やむを得ない事由により、飼養、栽培又は保管をすることが困難になった場合の措置について記載ください。
記入例1：野外への放出をしない。適切な方法により殺処分を行う。
記入例2：野外への放出をしない。届出をしている施設等への譲り渡し。
- ・ 「運搬時逸出防止措置」欄には、指定外来種を運搬する場合について、その運搬の際の逸出防止措置を記入してください。また、移動が想定されない場合は「運搬なし」と記入ください。
記入例1：移動用の水槽に入れ、車内に入れ移動。
記入例2：施設点検・施錠確認を行ったうえで、運搬用施設を車両に積載して運搬する。

添付書類

(1) 施設の位置図

- ・ 施設の周辺状況が分かるよう、縮尺5,000分の1以上の位置図を添付してください。

(2) 飼養、栽培又は保管のための施設の構造及び規模を明らかにした図面及び写真

- ・ 施設の構造及び規模が分かるような平面図（上方から見た図）及び立面図（側面、正面から見た図）を記入ください。3次元的に描いて、平面・立面図を一つの図で示してもかまいません。
- ・ 大きさやフタ、施錠箇所などの構造が分かるよう説明を入れてください。

書類の提出について

届出書類と添付資料をそろえ、沖縄県環境部自然保護課あて提出してください。提出は、郵送もしくはメールにてお願いいたします。

(郵送) 〒900-0085 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 沖縄県環境部自然保護課

(メール) aa039004@pref.okinawa.lg.jp

適合飼養等施設の基準

指定外来種を飼養、栽培、保管する場合、以下の施設基準を満たしている必要があります。図や写真を添付する際には、以下の基準を満たしていることが分かるように、説明をお願いします。

1 指定外来種ごとの適合飼養等施設

指定外来種 (令和3年4月1日時点)	おり 型	擁 壁 式	移 動 用	水 槽 型	人 工 池 沼 型	網 い け す	屋 内 裁 培	ほ 場 型
イノシシ、ニホンイタチ	○	○	○					
インドクジャク、コウライキジ	○		○					
サキシマハブ	○	○	○	○				
ソードテール（グリーンソードテール）、 ウォーキングキャットフィッシュ、 ウチワゼニクサ（タテバチドメグサ）			○	○	○			
ヤエヤママドポタル（オオシヤマドポタル）			○	○				

2 各施設の基準について

おり型施設等

「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
- (2) 指定外来種の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- (3) おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては金網の目の大きさが、指定外来種が通り抜けることのできないものであること。
- (4) 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
- (5) (4)の出入口の戸については、飼養等をする指定外来種の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
- (6) 給排水設備を通じて指定外来種が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講

じられていること。

- (7) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

擁壁式施設

「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 指定外来種の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- (2) 擁壁式又は空堀式の施設にあつては、指定外来種の逸出を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。
- (3) 柵式の施設にあつては、指定外来種の逸出を防止するための返し、電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。
- (4) 柵式の施設にあつては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、指定外来種が通り抜けることができないものであること。
- (5) 電気柵を設ける場合にあつては、停電時に直ちに作動できる発電機その他の設備が設けられていること。
- (6) 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、指定外来種の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
- (7) 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあつては、この限りでない。
- (8) (7)の出入口の戸については、飼養等をする指定外来種の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
- (9) 給排水設備を通じて指定外来種が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
- (10) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

移動用施設

「移動用施設」とは、指定外来種の運搬の用に供することができる施設であつて、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 指定外来種の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- (2) 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。
- (3) 開口部のふた、戸等については、飼養等をする指定外来種の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、指定外来種が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。

- (4) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が指定外来種が逸出できない大きさ及び構造であること。
- (5) 閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。ただし、施設が活魚運搬車又は家畜運搬車である場合にあっては、この限りでない。

水槽型施設等

「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、野外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
- (2) 指定外来種の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- (3) 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じることができるものであること。ただし、ソードテール、ウォーキングキャットフィッシュ及びウチワゼニグサに係る施設であって、屋外から隔離できる室内に常置する場合は、この限りでない。
- (4) 開口部のふた、戸等については、飼養等をする指定外来種の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合であって、施錠以外の方法で、指定外来種が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。
- (5) 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が指定外来種が逸出できない大きさ及び構造であること。
- (6) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

人工池沼型施設等

「人工池沼型施設等」とは、人工的に設けられた池、沼その他の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 飼養等の許可を受けた者の管理下でない外部の者が自由に当該施設に近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置が講じられていること。
- (2) 外部の水系から完全に隔離された構造であること。ただし、外部の水系と繋がる給排水設備に十分な逸出防止措置が講じられている場合は、この限りでない。
- (3) 洪水時においても、当該施設内の指定外来種が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。
- (4) 指定外来種の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。
- (5) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

網いけす型施設

「網いけす型施設」とは、網を使用したいけす型の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 指定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であること。
- (2) いけすの網の目は、飼養等をする指定外来種が逸出することが不可能な大きさとする
こと。
- (3) いけすの周囲に逸出防止のため、指定外来種が通り抜けることのできない柵、網等による二重囲いが設けられていること。ただし、いけすの全面の網が嚴重に固定され逸出可能な開口部が存在しない場合は、この限りでない。
- (4) 洪水時においても、当該施設内の指定外来種が容易に外部の水系に流出するおそれのないこと。
- (5) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

屋内栽培施設

「屋内栽培施設」とは、屋内において植物を栽培するための施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 飼養等の許可を受けた者の管理下でない外部の者が自由に当該施設に立ち入ることができないよう、施錠設備の設置等の立入防止の措置が講じられていること。
- (2) 振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
- (3) 飼養等をする指定外来種の性質に応じて、指定外来種が当該施設から外部に逸出するおそれのない構造であること。
- (4) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

ほ場型施設

「ほ場型施設」とは、屋外において植物を栽培するための施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。

- (1) 飼養等の許可を受けた者の管理下でない外部の者が自由に当該施設に近づけないよう、フェンスの設置等の立入防止の措置が講じられていること。
- (2) 飼養等をする指定外来種の性質に応じて、指定外来種が当該施設から外部に逸出するおそれのない構造であること。
- (3) 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。